

菊川市プレミアム付商品券取扱店舗募集要項

1.商品券発行内容について

- (1)商品券の名称 『菊川市プレミアム付商品券』(以下「商品券」という)
- (2)発行団体 菊川市
- (3)発行総額 総額2億1,250万円(1セット5,000円×42,500セット)
- (4)販売金額 1セット4,000円(額面500円の商品券×10枚)
- (5)券の内容 表紙、通し番号・切り取り方式・偽造防止ホログラム
- (6)販売 令和元年10月1日～令和2年1月31日
※販売は市の指定する施設窓口にて行います。
- (7)有効期間 令和元年10月1日～令和2年2月29日(約5ヵ月間)
- (8)プレミアム率 20%(割引率)
- (9)取扱店負担 なし(換金手数料はとりません)
- (10)購入資格 ①平成31年度住民税非課税者(住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護被保護者を除く)
②平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子がいる世帯
※①、②合計8,500人を想定
- (11)販売上限 5冊まで(25,000円相当)
※②については、対象となる子の人数分×5冊までとなります。

2.取扱における厳守事項

- (1)商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2)商品券を現金化することはできません。
- (3)商品券額面未満の利用であっても、釣り銭は出ません。
- (4)利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (5)消費者から受け取った商品券の盗難等は取扱店の責任になります。

3.商品券の利用対象外

- (1)税金、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等
- (2)不動産や金融商品
- (3)有価証券、商品券、プリペイドカード、切手等換金性の高いもの
- (4)たばこ
- (5)事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品
- (6)売買・金融機関への預入
- (7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (8)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

菊川市プレミアム付商品券取扱店舗募集要項

4. 取扱店の参加資格

菊川市内に店舗、事業所等を有する事業者とします。なお、本事業の目的(住民税非課税者・子育て世帯の支援)に相当でない、次の(1)から(4)の業種に該当する事業者は除外します。

【除外業種】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記[3. 商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5. 取扱店の責務

- (1) 配布する商品券取扱店ポスター等の普及啓発品を消費者に分かりやすくかつ見やすい場所に掲示してください。
- (2) 消費者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに菊川市及び商工会まで報告してください。
- (3) 他市の商品券取扱店でない限り、他市の商品券を受け取らないでください。
- (4) 商品券を受け取ったときは、再使用防止のため、商品券裏面に受領印(取扱店名)を捺印してください。また、既に受領印の商品券は受け取らないでください。
- (5) 商品券を自らの仕入買掛決済等に使用することはできません。
- (6) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は禁止します。
- (7) 商品券の交換・譲渡・売買・再使用は禁止です。
- (8) 対象外品目を設定する場合は、消費者に分かるように大きく表示してください。
- (9) 消費者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期間切れ等による損失については取扱店の責務とし、市・商工会共にその責を負いません。
- (10) その他不正があった場合、返還請求等の処理を取らせて頂きます。

菊川市プレミアム付商品券取扱店舗募集要項

6. 申請手続について

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、菊川市商工会へ郵送・FAX 又は直接窓口に提出してください。

取扱店登録申請書は下記菊川市商工会のホームページからダウンロードできます。

※菊川市商工会ホームページ: <http://kksho.jp/>

(2) 申請書の提出先

菊川市商工会 〒439-0031 菊川市加茂2156番地

TEL:0537-36-2241 FAX:0537-36-2244

(3) 申請期間

令和元年7月16日(火)から令和元年8月20日(火)まで(郵送の場合当日必着)

※上記期間後の申請も受け付けますが、その場合は購入資格者向けに送付する

取扱店一覧チラシに店舗名が記載されません。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、商工会の審査を経て、取扱店として承認します。

承認した場合には、後日「取扱店舗登録証」及び「取扱店舗説明会案内」を郵送いたします。

(5) その他

①個別の店舗ごとに申し込んでください。菊川市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。

③申請後に取扱店を辞退される場合は、8月20日(火)までに、菊川市商工会まで申し出てください。

7. 取扱店説明会について

取扱店を対象に9月中旬～下旬にかけて複数回説明会を開催する予定です。

日程等詳細につきましては、取扱店舗登録証郵送時に説明会案内を同封させて

いただきます。なお、説明会において、取扱店表示ポスターを配布させていただきますので、いずれかの回に必ず出席するようにしてください。

8. 取扱店周知方法

(1) 対象者への購入引換券交付申請書送付時及び商品券販売時に、取扱店の一覧を配布 ※申請期間内に申し込んだ店舗のみ。申請期間後の登録店舗については以下の方法で周知します。

(2) 菊川市ホームページに掲載

(3) 菊川市商工会ホームページに掲載

菊川市プレミアム付商品券取扱店舗募集要項

9. 換金について

(1) 換金方法

- ①取扱店は、菊川市商工会(以下商工会という)窓口に「取扱店登録証」を提示のうえ、「使用済商品券」を提出し、商品券の換金を依頼してください。
- ②換金額が10万円未満は現金で換金いたします。換金額が10万円以上の場合は静岡銀行菊川支店又は島田掛川信用金庫菊川支店振出の小切手にて換金します。
- ③原則、振込による換金は受け付けておりません。ただし、換金額が10万円以上で静岡銀行菊川支店及び島田掛川信用金庫菊川支店に口座が無い等やむをえない事由にかぎり対応します。その場合の振込手数料は取扱店負担とします。

(2) 換金期間

令和元年10月1日(火)から令和2年3月13日(金)まで

原則、毎週月曜日～水曜日の9時から15時まで商工会窓口にて対応いたします。

但し、令和2年3月1日から令和2年3月13日の期間については、月曜日から金曜日まで換金対応いたします。

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

10. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また当該違反行為により、市又は商工会に損害金が発生した際は賠償請求する場合があります。

11. その他留意事項

この「募集要項」に記載されていない事項は、菊川市商工会へお問い合わせください。

<問い合わせ先>菊川市商工会

〒439-0031 菊川市加茂 2156

TEL:0537-36-2241 FAX:0537-36-2244 e-mail info@kksho.jp